○防衛省告示第八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月九日（予備、同月十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月十四日（予備、同月十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇七〇〇から一八三〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機一機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年四月二十六日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年五月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇七〇〇から一八三〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

自衛艦五隻、航空機一機

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効に係る立法措置に関する質問主意書（小池政就提出）

参議院

議案付託

四月二十四日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）　内閣委員会に付託

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五五号）　総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　法務委員会に付託

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第一六号）　経済産業委員会に付託

議案送付（予備審査）

四月二十四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（津田弥太郎外十四名発議）

質問主意書提出

四月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八四号）

質問主意書転送

四月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

石綿が原因で肺がんになった方の認定基準に関する質問主意書（川田龍平提出）（第八一号）

人事異動

内閣

内閣官房副長官補　兼原　信克

同　古谷　一之

内閣官房日本経済再生総合事務局長代行に兼ねて任命する

内閣官房日本経済再生総合事務局長代理を免ずる（各通）

（経済産業省製造産業局長）経済産業事務官　菅原　郁郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官）（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房日本経済再生総合事務局長代理を命ずる（環境省水・大気環境局水環境課長）環境技官　宮崎　正信

内閣事務官（内閣官房内閣参事官）（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる（国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長）国土交通事務官　後藤　慎一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官）（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　北村　匡

内閣事務官（内閣官房内閣参事官）（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を免ずる（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　稲垣　克芳

内閣事務官（内閣官房内閣参事官）（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

内閣官房地域活性化統合事務局参事官を免ずる

（以上四月十九日）